



**自由契約児**

前記にあてはまらない場合であっても、定員に余裕のある保育園では三歳以上児に限り、自由契約児として入園が可能です。

**申込方法**

町内居住地にかかわらず、希望する園、または住民福祉課へ申込書と必要書類を提出してください。

申込書は十一月一日(火)から各保育園、住民福祉課で配布します。受付期間

十一月十日(木)から三十日(水)まで(土曜・日曜・祝日は除く)

申し込みに必要な書類  
保育所入所申込書

家庭で保育ができないことを証明する書類(入園する児童の父母と六十五歳未満の同居の祖父母が対象)

各種証明用紙は各保育園、住民福祉課にあります。

平成十七年分所得税の源泉徴収票、確定申告をする方は確定申告

書の控え(いずれもコピー可。入園する児童の父母と同一生計で家計の中心となる祖父母が対象)

平成十七年分所得税関係書類は保育園入園受付期間中には発行されませんので、発行され次第各保育園または住民福祉課へ提出してください。

平成十七年度市町村民税課税証明または納税通知書

平成十七年一月一日現在、阿久比町に住んでいなかった方のみが対象です。(入園する児童の父母と同一生計で家計の中心となる祖父母が対象)

保育料口座振替依頼書(あいち知多農協)

用紙は各保育園、住民福祉課にあります。

自由契約児で申し込み場合は前記の書類は不要です。

**申し込みにあたって**

申込書は、受付期間中に不備がないよう提出してください。ただ

**申し込みにあたって**

申込書は、受付期間中に不備がないよう提出してください。ただ

し、平成十七年分所得税関係の書類は受付期間終了後の提出になります。

三歳未満児は、定員と入所する園児数にに応じて、保育園を指定する場合がありますのでご承知ください。

早朝・延長保育は、草木・北原・東部・中部・南部保育園の5カ所で実施する予定です。

保育料は、入園する児童の保護者の平成十七年分所得税額と平成十七年度市町村民税額により決定します。

自由契約児は月額二万七千円です。

保育料の支払いは、あいち知多農協本支店による口座振替になりますので口座のない方は開設してください。

保育園への登園、降園は各家庭の責任で送迎をお願いします。

希望者が定員を超えた場合は調整を行う場合があります。

**問い合わせ先**

住民福祉課  
☎(48)11111(内226)

**保育園の見学会を実施します**

保育園名	月日	時間
英 保 育 園	11月7日(月)	9時~11時
草 木 保 育 園	11月15日(火)	9時~11時
北 原 保 育 園	11月8日(火)	9時~11時
宮 津 保 育 園	11月9日(水)	9時~11時
城 山 保 育 園	11月9日(水)	9時~11時
東 部 保 育 園	11月9日(水)	10時~15時
中 部 保 育 園	11月9日(水)	9時~11時
南 部 保 育 園	11月10日(木)	10時~14時

上記日時以外でも気軽にお越しください。